

法務省民商第8号  
令和8年1月21日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長  
(公印省略)

商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）  
商業登記規則等の一部を改正する省令（令和8年法務省令第2号）の施行に伴い、商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達）の一部を下記のとおり改正し、本年2月2日から実施することとしたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

#### 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第3節 登記の方法</p> <p>(<u>登記の方法</u>)</p> <p>第55条 <u>[①]規則第35条の4の規定による求めがあったときは、登記の日付欄に記録すべき登記の年月日は、同条の規定により求められた登記の日を記録するものとする。</u></p> <p><u>2 新設合併による設立の登記、新設分割による設立の登記又は株式移転による設立の登記の申請をする者から規則第35条の4の規定による求めがあった場合において、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅会社、新設分割会社又は株式移転完全子会社の本店があるときは、登記官は、法第82条第3項、第87条第2項又は第91条第2項の規定により当該申請と同時に申請された合併による解散の登記、新設分割による変更の登記又は株式移転による新株予約権の変更の登記に係る登記の日付欄に記録すべき登記の年月日につき、前項の規定により記録する年月日と同一のものを記</u></p>	<p>第3節 登記の方法</p> <p>(<u>登記官を明らかにする措置</u>)</p> <p>第55条 <u>[項を加える。]</u></p> <p><u>[項を加える。]</u></p>

録するものとする。

3 登記簿に規則第39条の登記官の識別番号を記録するには、登記情報システム等情報セキュリティ及び運用管理規程（令和2年3月26日付け法務省民総第268号当職通達）第2条第45号に規定する登記官カードを用いてしなければならない。

[①]登記簿に規則第39条の登記官の識別番号を記録するには、登記情報システム等情報セキュリティ及び運用管理規程（令和2年3月26日付け法務省民総第268号当職通達）第2条第46号に規定する登記官カードを用いてしなければならない。

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。